

議案第 7 号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の退職管理の状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し任命権者が市長に対し報告しなければならない事項に、職員の人事評価及び退職管理の状況を加えること等のため、この条例を制定するものである。